

平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会連合審査会会議録

1. 平成 26 年 3 月 6 日午前 10 時 00 分、第 1 回奥多摩町議会定例会連合審査会が奥多摩町議会議場に招集された。

2. 出席委員は次のとおりである。

第 1 番	石田 芳英君	第 2 番	宮野 亨君	第 3 番	高橋 邦男君
第 4 番	原島 幸次君	第 5 番	杉村 良一君	第 6 番	村木 征一君
第 7 番	師岡 伸公君	第 8 番	酒井 正利君	第 9 番	須崎 眞君
第 10 番	竹内 和男君	第 11 番	清水 典子君	第 12 番	前田 悦男君

3. 欠席委員は次のとおりである。

な し

4. 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5. 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係長 浅見 隆久君

6. 地方自治法第 121 条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	清水 明君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 26 年第 1 回奥多摩町議会定例会

連 合 審 査 会 議 事 日 程

平成 26 年 3 月 6 日 (木)

午前 10 時 00 分開会・開議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長開会・開議宣告	---
2	---	会期の決定について	決 定
3	議案第 15 号	平成 25 年度奥多摩町一般会計補正予算 (第 4 号)	可決すべき もの
4	議案第 16 号	平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別 会計補正予算 (第 3 号)	可決すべき もの
5	議案第 17 号	平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事 業特別会計補正予算 (第 3 号)	可決すべき もの
6	議案第 18 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正 予算 (第 3 号)	可決すべき もの
7	議案第 19 号	平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補 正予算 (第 2 号)	可決すべき もの
8	議案第 20 号	平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	可決すべき もの
9	議案第 21 号	平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予 算(第 3 号)	可決すべき もの
10	議案第 22 号	平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計 補正予算(第 2 号)	可決すべき もの

(閉会 午後 2 時 25 分)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） 皆さん、おはようございます。これより連合審査会を開会、開議します。

本日の出席委員は 11 名です。直ちに会議を開きます。

初めに、日程第 2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。本審査会の会期については本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本審査会の会期は本日 1 日限りと決定しました。

本日の連合審査会は、お手元に配付してあります日程表のとおり、3月4日の本会議第1日に付託された日程第3 議案第15号 平成25年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）及び日程第4 議案第16号 平成25年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第17号 平成25年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第3号）、日程第6 議案第18号 平成25年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7 議案第19号 平成25年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第8 議案第20号 平成25年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第9 議案第21号 平成25年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10 議案第22号 平成25年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、以上8件について常任委員会合同で審査を行います。

審査を行う前に各課長にお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

初めに、議案第15号について、各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。
○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第15号 平成25年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）の内容をご説明いたします。初めに、8ページをお開きください。

歳入でございます。款02 地方譲与税、地方揮発油譲与税は、146万9,000円の減、次の自動車重量譲与税347万5,000円の減。次の03 利子割交付金134万6,000円の増。款04 配当割交付金44万4,000円の増。款05 株式等譲渡所得割交付金320万円の増。次の款06 地方消費税交付金302万2,000円の増。次の款07 自動車取得税交付金122万1,000円の増で、いずれも通知によるものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 9 ページをごらんください。次に教育費負担金でございますが、1,902 万 5,000 円の減額となります。昨年 9 月に開催いたしました国民体育大会、自転車競技、ロードレース大会の競技運営経費につきましては、幹事である奥多摩町が、ロードレース競技に要する経費を一括して支払いし、その経費から競技会運営に対する東京都補助金を控除した残額を共同開催した八王子市、あきる野市、桧原村及びまちが均等割で負担をいたします。

その負担額を運営経費負担金として三市村からまちに納入していただきますが、ここで競技運営経費と補助金の決定により、負担金の額が確定したことによるものでございます。

次に、款 12 使用料及び手数料でございます。農林水産業使用料でございますが、21 万 4,000 円の減額につきましては、説明欄にございます山里体験施設及び山里体験道場施設の指定管理者撤退によるものでございます。

次に、商工使用料でございますが、118 万 5,000 円の増額につきましては、説明欄にございます氷川駐車場及び小丹波駐車場の実績に基づくものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、土木使用料、目 04 土木使用料 86 万 8,000 円の減額につきましては、公営町営住宅の使用料の 106 万円の減額及び町営住宅過年度分の 18 万 6,000 円を増と、道路河川使用料の 6,000 円の増額は、道路占用料の確定によるものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費使用料でございますが、30 万 4,000 円の減額につきましては、登記原総合運動場使用料、せせらぎの里美術館入館料及び文化会館使用料の実績及び見込みによるものでございます。

○住民課（宮田 昭治君） 次のページの総務手数料 3 万 7,000 円の増は、見込みにより戸籍手数料で 15 万 6,000 円の減、閲覧手数料で 19 万 3,000 円の増と、次の衛生手数料 121 万 5,000 円の増は塵芥処理手数料で、76 万円の増はごみ処理手数料増で、クリーンセンター持ち込みごみの量が増が主なもので、次の犬の登録等手数料 8 万 4,000 円の減、次のし尿処理手数料 53 万 9,000 円の増を見込むもので、下水道普及地域の有料世帯で、小丹波、川井地区の 24 世帯分の見込みでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 13 国庫支出金です。項 01 民生費国庫負担金は、584 万 7,000 円を減額するもので、社会福祉費負担金では、説明欄記載の国庫負担金について、国民健康保険保険基盤安定繰出負担金の減は、額の確定により。障害者自立支援給付費負担金 25 万 2,000 円の増額及び障害者自立支援医療給付費負担金 213 万 5,000 円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

次の児童福祉費負担金では、児童手当費負担金において、対象の児童数の減少による実績で 395 万 7,000 円を減額するもので、国庫負担金総額を 9,105 万円とするものです。

11 ページをお開き願います。次の項 02、国庫補助金のうち、民生費国庫補助金では、社会福祉費補助金において、説明欄記載の事業について、実績による増減を行い、次の児童福祉費補助金では、当初、子育て支援交付金で見込んでいた事業について、安心こども基金に基づく子育て支援対策臨時特例交付金による補助に切りかわったことによる 183 万 9,000 円を改減し、民生費国庫補助金を 286 万円とするものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、土木費国庫補助金 1,225 万 2,000 円の増額が、住宅費補助金 217 万 2,000 円の増額と、橋梁費補助金の 1,008 万円の増額による社会資本整備総合交付金の確定によるものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費国庫補助金でございますが、昨年 12 月補正において、中学校補助金に計上した特別支援学級 1 名分の学用品費補助金 2 万 4,000 円が、小学校費補助金の誤りであったため、予算の組みかえを行うものであります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、消防費国庫補助金は、562 万 1,000 円の減額となります。地震発生時の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、特定緊急輸送道路として指定された国道 411 号線上の建築物のうち、町内において対象となる 26 棟分の耐震改修をする前段の耐震診断の補助を実施するための事業に要する補助金を計上しておりましたが、所有者との調整で、今年度の耐震診断の申請件数が減少したことから、減額をするものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の総務費委託金 4,000 円の増につきましては、自衛隊募集総務費事務費の減が主なものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 民生費委託金では、特別児童扶養手当事務費について、実績により減額するものです。

12 ページをごらんください。款 14 都支出金です。民生費都負担金は、634 万 4,000 円を減額するもので、社会福祉費負担金では、説明欄記載の事業について、いずれも実績により見込み額の増減により、差し引き 562 万 1,000 円を減額するもので、次の児童福祉費負担金では、児童育成手当費負担金及び児童手当費負担金について、それぞれ実績見込みにより増減し、民生費都負担金総額を 8,909 万 4,000 円とするものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、土木費都負担金 12 万 9,000 円の減額は、地籍調査事業負担金の確定によるものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の商工費都補助金でございますか、400 万円の増額

につきましては、説明欄にございます鶴の湯温泉源泉ポンプ等交換事業に際しまして、東京都水道局からご支援をいただいたものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の総務費都補助金 694 万円 1,000 円の減は、公共施設調整交付金の実績によるもの。13 ページをお開きいただき、次の多摩の魅力発信事業補助金 155 万 3,000 円の減は、補助対象事業でございます奥多摩ふれあいまつりが台風のため中止になったことに伴い、補助金を減額するものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 民生費都補助金では、社会福祉費補助金で 148 万 3,000 円を減額するもので、調査福祉推進包括補助事業補助金では、成年後見制度利用支援事業補助の減等により、112 万円の減。障害者施策推進包括補助事業補助金で、重度心身障害者日帰り見学事業補助の減等により、40 万 3,000 円の減などが主なものです。

次の児童福祉費補助金では、子供家庭支援包括補助事業費において、子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業を活用して、学童保育会及び保育所 2 カ所に、災害時の対策用備品として、防災カーテンや毛布、長期保存飲料水などを購入する費用を見込んで 25 万円を増額。国庫補助金からの財源組みかえにより、ファミリー・サポートセンター事業費等に 101 万円を計上したほかは、いずれも説明欄記載の事業費について実績により減額するもので、差し引き 20 万 7,000 円を減額し、民生費都補助金の総額を 1 億 3,179 万 6,000 円とするものです。

14 ページをごらんください。衛生費都補助金では、医療保健政策包括補助事業補助金で、当初予定していたフッ化物洗口事業及び在宅療養地域包括ケア推進環境整備事業において、それぞれ小学校での実施を見送ったこと、在宅療養相談員の確保ができなかったことにより、842 万 1,000 円の減。高齢者地域支援事業において、各自治会の全ての集会施設で熱中症対策事業を行ったことにより、82 万 5,000 円の増。差し引き 759 万 6,000 円を減額するもので、衛生費都補助金総額では、2,109 万 4,000 円とするものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の農林水産業費都補助金でございますが、783 万 6,000 円の減額のうち、説明欄にございます農業費補助金 752 万円の減額は、農作物獣害防止対策事業費補助金の交付決定に伴う減額と、山村離島振興施設整備事業費補助金では、土地利用工事が小規模の補修で対応できましたことから減額するものです。

林業費補助金では、松枯れ予防重点地域対策事業、環境政策推進事業費ともに交付決定に伴う減額を計上するものでございます。

次の商工費都補助金でございますが、32 万 4,000 円の減額につきましては、観光費補助金、商工費補助金ともに実績に伴う交付決定の減額によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、土木費都補助金 125 万 8,000 円の減額は、説明欄 5 路線の市町村土木補助金の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 15 ページをごらんください。次に教育費都補助金でございますが、1,631 万 1,000 円の増額となります。内訳ですが、教育費、教育総務費補助金で、氷川小校庭芝生化実施設計委託料の確定に伴う、緑の学び舎づくり実証実験事業補助金の 6 万円の減額、また平成 25 年 6 月下旬より、まちでスクールソーシャルワーカーを直接雇用しておりますが、その経費の 2 分の 1 の補助率で、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金として新たに 48 万 7,000 円を計上し、次の社会教育費補助金の減額、保健体育費補助金の増額につきましては、それぞれ説明欄に記載されております事業の実績により。増減となるものでございます。特に、保健体育費補助金は、国民体育大会に対する東京都の補助金となりますが、補助率 10 分の 10 の施設整備費補助金につきましては、対象経費の拡大により増額され。また補助率 2 分の 1 の運営経費補助金につきましては、主に交通規制や警備費等にかかる経費が特別加算対象として認められたことから、1,500 万円と大幅に増額となったものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に消防費都補助金ですが、511 万円の減額となります。消防費国庫補助金と同様に、耐震診断の対象建築物のうち、申請件数が減少したことにより、減額をするものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の都委託金の総務費委託金 4 万 5,000 円につきましては、住民基本台帳事務費 1,000 円の増で、額の確定によるものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、統計調査費委託金の 4 万 5,000 円の減額は、説明欄記載の統計調査費の実績によるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の総務管理費委託金 1,000 円の減は、額の確定によるものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の農林水産業費委託金、都民の森管理運営委託金 12 万 7,000 円の増額及びその次の商工費委託金、山のふるさと村管理運営委託金 25 万 1,000 円の増額につきましては、いずれも都からの委託金増額に伴うものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、16 ページをお願いします。都土木費委託金 13 万 4,000 円の減額は、奥多摩周遊道路管理事務費の増額と、委託金の減額及び都営住宅募集事務費の確定によるものです。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に、教育費委託金でございますが、585 万 1,000 円の減額となります。教育総務費委託金につきましては、実績により社会教育費委託金につきま

しては、水と緑のふれあい館の管理運営事業費のうち、修繕費、委託料等が実績により減額となるため、東京都との協定によりまして、管理運営事務費及び管理運営委託金が減額とるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 15 財産収入では、財産貸付収入 2 万 1,000 円の増は、貸地料が 11 万 3,000 円の増、貸家料が説明欄のとおり 9 万 2,000 円の減によるものです。

次の利子及び配当金 16 万 6,000 円の増は、説明欄の各基金利子の実績によるものでございます。

17 ページをお開きください。次の款 16 寄付金では、一般寄付金 200 万円の増、及び次の指定寄付金 50 万円の減も実績によるものです。

次の款 17 繰入金、特別会計繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金 50 万円の増も、実績によるものです。

次の基金繰入金では、減債基金繰入金 4,500 万円の減、次の観光施設等整備基金繰入金 1 億円の減は、いずれも当初、財源不足から基金を取り崩したものを財政調整により戻し入れを行うものです。

次の土地開発基金繰入金 6,265 万 5,000 円の増は、議案第 3 号でご決定をいただきました土地開発基金の廃止に伴い、保有していた現金を一旦、一般会計に繰り入れるもので、後ほど歳出でご説明いたしますが、新たに設置した定住促進基金に繰り出すものでございます。

次の款 19 諸収入では、預金利子 4 万 8,000 円の減、18 ページをごらんいただき、次の農作物有害鳥獣対策受託収入 280 万 4,000 円の減、次の雑入、実費徴収金 1 万 1,000 円の減は、それぞれ説明欄記載の各事業の実績によるものです。

次の市町村振興宝くじ収益配分金 186 万 5,000 円の増は、交付決定によるものです。

次のスポーツ振興くじ助成金 45 万 3,000 円の減は、登計原総合運動場の天然芝生の維持活動の実績によるものです。

次の雑入 26 万 3,000 円の増は、説明欄の記載の各事業の実績によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 補正予算書 19 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして、総括的に説明をさせていただきます。

補正予算書の 91 ページ、給与費明細書をごらんください。91 ページは、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。その他の職員数の 8 名の減は、

会議等を開催せず、委嘱を行いませんでした報酬審議会委員、定期予防接種医師の減少で、報酬の 199 万 1,000 円の減額は、42 種ございます各種委員会委員報酬等の不用額でございます。

92 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数は変更ございません。給与費の給料は、23 万 2,000 円の減額、職員手当は 2,747 万 9,000 円の増額、一つ飛ばしまして共済費は 1,134 万 6,000 円の減額、合計で 1,590 万 1,000 円の増額でございます。

給料の減は、精査によるもの、職員手当の内訳は、下段の表のとおり不用額または所要見込み額の調整となりますが、退職手当組合負担金の 2,257 万 7,000 円の増額は、定年退職者、勸奨退職予定者の普通退職時の退職手当との差額分を、また加入している市町村退職手当組合の規定に基づき、納入するものでございます。

最後に、共済費の 1,134 万 6,000 円の減額は、基礎年金拠出金にかかる負担に要する費用の額等、公的負担分を精査し、減額するものでございます。

以上で、給与費明細書の説明を終わります。

19 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長（原島 肇君） 歳出です。款 01 議会費は、総額で 3,000 円の減額となります。議会事務局費は、人件費の調整でございます。議会運営費の報償費、奥多摩、松原議会合同研修会、事業終了による不用額でございます。

11 の需用費、修繕費では、議場マイクの移設による増となります層となります。

以上で、議会費を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款の 2 総務費でございます。項の 1 総務管理費でございますが、一般管理費は総額で 1,601 万 8,000 円の増額となります。内訳ですが、一般管理費の 2,219 万 1,000 円の増額は、人件費のうち、職員手当等が給与費明細書でご説明いたしました退職手当組合負担金の増額。賃金につきましては、職員の欠員による臨時職員賃金の増額。委託金のうち、一般事務業務委託料及び職員採用試験委託金は、実績により増額となり、その他は内容の精査による減額及び不用額でございます。

20 ページ、下段の職員研修費用 15 万円の減額は、職員研修の講師謝礼の減額によるもの。次の庁舎管理費の 547 万 4,000 円の減額は、需用費から次の 21 ページの工事請負費までの減額は、それぞれ事業実績による減額及び不用額でございます。

次の災害対策用職員住宅管理費の 54 万 9,000 円の減額。

次の文書管理費 2 万円の減額。

22 ページの広報費 112 万円の減額につきましても、事業実績による減額、または不用額でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次に財産管理費は 478 万 3,000 円の減で、賃金 55 万 1,000 円の減は、委託費へ組みかえ行ったものによるもの、役務費では、説明欄事業の実績による減及び不用額の整理です。委託料 295 万 2,000 円の減は、いずれも説明欄各事業の実績によるものです。

次の工事請負費 115 万 5,000 円の減は、旧小河地中学校改修工事の契約に伴う不用額でございます。

23 ページをお開きください。次の備品購入費 4 万円の増は、平成 26 年度より開始をいたします電子調達システム参加に伴う I C カード等の購入費でございます。

次の企画費 278 万 5,000 円の減は、需用費、備品購入費は、それぞれ不用額を整理するもの。負担金補助及び交付金の減は、実績によるものでございます。

次の企画事業費 17 万 4,000 円の減は、報償費は実績による減、次の委託料 4,000 円の減も、不用額の整理です。

次の地域交流事業費 141 万 8,000 円の減は、中国浙江省淳安県の交流事業を取りやめに伴う皆減するものでございます。

24 ページをごらんください。次の地域振興費のうち、コミュニティ施設管理費 71 万 5,000 円の減は、負担金補助及び交付金で、生活館改修費等補助金の実績によるものでございます。

次のコミュニティ施設整備事業費 11 万 4,000 円の減は、委託料及び工事請負費で、それぞれ不用額の整理です。

次の地域振興対策事業費 320 万 5,000 円の減は、身近なまちづくり推進事業にかかるもので、報償費の減、負担金補助及び交付金の減は、それぞれ不用額の整理です。

次の基金運用費では、財政調整基金費 4 万 3,000 円の増、及び 25 ページをお開きいただきまして、減債基金費 2 万 7,000 円の増は、いずれも利子分の積立金によるもの。

次の公共施設整備基金費 9,990 万 2,000 円の増は、説明欄各事業の増減によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に車両費、車両管理費は、152 万 5,000 円の増額となります。需用費の燃料費 15 万円の増額は、公用車のガソリン使用数量の増加により、役務費の 1 万 3,000 の増額は、単価の見直しにより、委託料の 115 万 8,000 円の増額は、庁用バスの利用につきまして、町の事務事業、学校行事などの件数の増加により年間利用件数

が予定日数を上回ったことにより、使用料及び賃借料の 22 万 5,000 円の増額は、有料道路及び駐車場の使用料の増によるものでございます。

26 ページをごらんください。交通安全対策費の 1 万 6,000 円の減額は、中学生以下に補助をしております交通災害共済加入者補助金の対象人数の減少によるものでございます。

次の防犯対策費の 42 万 2,000 円の増額でございますが、需用費の 1 万 2,000 円の増額は、防犯灯電気料金の増によるもの。負担金補助及び交付金の 41 万円の増額は、自治会への防犯灯の電気料の補助金の増によるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の 15、人権・行政相談費の 1,000 円の減につきましては、消耗品費の不用額で、次の総務費、税総務費の 38 万 7,000 の減は、職員手当の調整等。

次の 27 ページの賦課徴収費 179 万円の減は、15、工事請負費の 176 万 1,000 円の減が主なもので、民間の車庫の借用で当面对応したいため減額とします。

次の戸籍住民基本台帳費 224 万 2,000 の減につきましては、職員給与の調整等。

次のページ上段、13、委託料で、22 万 3,000 の額では委託料の不用額、次の 14 の使用量及び賃借料 5 万 7,000 円の増につきましては、複写機使用料の増を見込むものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に項の 4、選挙費でございます。選挙管理委員会費の 8 万 6,000 円の減額、次の選挙啓発費の 5 万 9,000 円の減額は、人件費及び不用額でございます。

29 ページをごらんください。都議会議員選挙費の 59 万 3,000 円の増額は、期日前投票事務手当の増額によるものでございます。

次に項の 5、統計調査費です。基幹統計費、住宅・土地統計調査費は財源組替。工業統計調査費の 1,000 円の減額及び農林業センサス調査費の 1 万 3,000 の減額は不用額でございます。

○議会事務局長（原島 肇君） 款 02 総務費、監査委員費でございます。監査委員費につきましては、人件費の調整でございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 30 ページをごらんください。款 03 民生費でございます。社会福祉総務費 27 万 5,000 円の減は、給料から特別旅費までそれぞれ不用額を調整したものでございます。社会福祉委員費は、旅費で 2 万円の不用額の減、次の民生委員推薦会費では、報酬で不用額の減。

31 ページをお開き願います。次の民生・児童委員協力員事業費では、需用費で 3 万円の不用額を減額するものです。

次の行旅死亡人取扱費は、葬祭委託時の食糧費等の不用額を減額するもの。

次の社会福祉協議会補助事業費 14 万 4,000 円の増は、過年度分の額の確定による返還金です。

次の社会福祉基金費 2,000 円の増は、基金利子を見込むものです。国民健康保険事業費 77 万 5,000 円の減は職員人件費で、主に共済組合負担金の減を見込むものです。

次の福祉集会所維持管理費 35 万 9,000 円の減は、棚沢福祉集会所の棟瓦取りかえ等工事が終了したことによる不用額です。

次の成年後見制度利用支援事業費 196 万 5,000 円の減は、設置を予定していた成年後見制度推進機関について、住民の方への周知を十分に徹底してからの設置が現実的であることから設置を見送り、事業を縮小したものです。

32 ページをごらんください。次の福祉サービス第三者評価事業費は、東京都の補助により実施している、認知症高齢者グループホームの第三者評価事業の額の確定による不用額です。老人福祉費では、高齢者福祉地域支援事業費の事業費で、救急医療情報キット用記入の購入費用の減額、役務費、紙オムツ郵送料を実績により減額するものです。

32 ページをお開き願います。委託料では、各自治会の集会施設を活用し、実施することを予定していた高齢者ふれあいサロン・認知症地域支援事業について、一部を夏の熱中症対策事業として実施し、通年を通しての事業を縮小したことによる減額。扶助費で福祉電話使用料扶助及び紙おむつ給付についてそれぞれ実績により減額するものです。

次の敬老記念品支給事業費は、実績による減額。

次の高齢者見守り相談事業費では、民間見守りシステムの設置実績により、機器設置委託及び機器保守点検委託料について減額するものです。

次の高齢者緊急通報システム事業費では、需用費において予定していたパンフレットの購入を中止したことによる減額及び役務費で、死亡や転居による撤去費用は増額するものの基金の財政に対する等の増加がなかったため、差し引きでの減額となるものです。

次の福祉電話設置費補助事業費では、実績による減額。

次の高齢者外出支援サービス事業費では、過年度都補助金の額の確定による返還金です。

34 ページをごらんください。老人クラブ運営費補助事業費 3,000 円の減は、実績により不用額を減額するものです。

次の福祉モノレール等整備事業費及び次の人にやさしい道づくり整備事業費の増額は、償還金・利子及び割引料で、過年度都補助金の額の確定による返還金を増額するものです。

次の介護保険事業費では、介護認定審査会委員報酬及び職員人件費の減額と介護給付費

等への繰出金の増額により差し引き 150 万 6,000 を増額するもので、繰出金については介護保険特別会計でご説明申し上げます。

次の介護予防ケアマネジメント事業費では、需用費及び役務費で実績に基づく減額。備品購入費では、新たに地域包括支援センターのシステムプリンターの購入に充てるため増額するものです。

35 ページをお開き願います。次の介護保険サービス等在宅低所得者利用負担助成事業費 70 万円の減は扶助費で、対象となる各事業に要する利用者負担助成金の実績により見込むものです。

次の後期高齢者医療制度事業費 1,511 万円の減は実績により見込むもので、内容は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

次の在宅療養・地域包括ケア推進環境整備事業費では、東京都の先駆的事業として実施を予定しておりましたが、在宅療養を推進するための専門職の確保や医療機関との連携が困難であることなどから事業実施を見直し皆減するものです。

36 ページをごらんください。心身障害者福祉費 2 万 2,000 円の減は、負担金補助及び交付金及び扶助費で、当初見込んでいた額を実績がないことから減額するものです。

次の重度心身障害者見学事業費の 47 万 1,000 円の減は、2 回実施を予定してもいたものが 1 回となったため、需用費、役務費、使用料及び賃借料で、それぞれ実績により不用額を減額するものです。

次の在宅心身障害者福祉手当給付事業費 332 万 4,000 円の減、町単独在宅心身障害者福祉手当給付事業費 45 万 2,000 円の減、町単独精神障害者支援事業費 13 万 5,000 円の減は扶助費で、実績により不用額を整理するものです。

次の身体障害者酸素購入費助成事業費 6 万 2,000 円の減は、該当者の見込みがないため皆減するものです。

次の重度障害者（児）タクシー乗車料金助成事業費 92 万 5,000 の減は、37 ページお開き願います。主に扶助費で実績により不用額を減額するものです。

次の障害者自立支援事業費 339 万 5,000 円の減については、報酬から扶助費については、説明欄記載の費用について実績により減額するもので、償還金・利子及び割引料では、東京都補助金の確定により過年度分の返還金について増額するものです。

次の障害者自立支援医療事業費では、東京都から移管された育成医療について、認定審査会委員報酬及び委託料で計上していただくについて、実績に基づき 22 万 5,000 円を減額するもので、扶助費では更生医療給付についてこれまでの実績により減額するものです。

38 ページをごらんください。障害者地域生活支援事業費 49 万 5,000 円の減は委託料で、説明欄記載の事業について実績により減額し、備品購入費では、プリンター購入費の不用額を整理し、扶助費では、当初見込んでいた説明欄記載の費用について対象者がいないことから皆減するものです。

次の重度身体障害者緊急通報システム事業費及び身体障害者福祉電話運営費補助事業費は、いずれも該当者がいないことにより皆減するもので、次の障害者就労サポート事業費及び高次脳機能障害者支援事業費では、需用費において不用額を整理するものです。

39 ページをお開き願います。自殺対策事業費 23 万 2,000 円の減は、報償費及び需用費において不用額を整理するものです。

次に児童福祉費です。児童福祉総務費 91 万 9,000 の減は職員人件費で、所用額を調整するものです。

次の児童福祉費 23 万 5,000 円の減は報償費で、子育て支援協議会の開催実績により委員報償費を減額するものです。

次のひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費 6 万 6,000 の減は、ひとり親家事援助委託料を実績により減額するものです。

40 ページをごらんください。ひとり親家庭医療費助成事業費では、実績により委託料及び扶助費で医療費の増があったことから 6 万 3,000 を増額し、次の乳幼児医療費助成事業費では、実績によりあわせて 84 万 6,000 円を減額し、次の子ども医療費助成事業費も同様に、実績によりあわせて 78 万円を減額するものです。

次の少子化対策事業費 159 万円の減は、負担金補助及び交付金で、町独自の子ども子育て支援推進事業におけるそれぞれ説明欄の事業について、実績により減額を見込むものです。

41 ページお開き願います。乳幼児医療費町単独事業費及び子ども医療費町単独助成事業費の減は、それぞれ医療費の実績により減額するものです。

次の児童措置費の保育所措置費 1,819 万 4,000 円の減は委託料で、氷川保育園で 732 万円、古里保育園で 494 万 2,000 円、管外保育園で 596 万 8,000 円をそれぞれ児童数の実績により減額し、負担金補助及び交付金で、保育士等処遇改善特例事業について所用額を増額するものです。

次の児童手当費 553 万 5,000 円の減は扶助費で、児童手当についてそれぞれ説明欄記載の年齢階層における児童数の減少により減額するものです。

42 ページをごらんください。児童育成手当費 14 万 8,000 円の減は扶助費で、児童育成

手当を実績により見込むものです。

次の児童健全育成事業費の放課後児童健全育成事業費 2 万 2,000 の増は修繕費及び役務費で不用額を減額し、消耗品及び備品購入費で歳入でもご説明いたしましたが、子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業を活用して、学童保育会及び保育所 2 カ所に災害時の対策用備品として長期保存飲料水と防災カーテンを購入したことによる増額によるものです。子ども家庭支援センター事業費では職員人件費から。

43 ページを願います。役務費について不用額を整理し、委託料では相談員委託料を 32 万 2,000 円減額、工事請負費では、1 階喫茶談話室に冷水器を設置するため 75 万 6,000 を増額。備品購入費では、2 階キッズプレイルームでのおもちゃ等の備品を購入するため 24 万 4,000 を増額。負担金補助及び交付金では、先ほど申しあげました子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業を活用しての保育園 2 園への防災用備品購入に対する補助金 32 万円 9,000 円を増額し、差し引き 102 万 2,000 円減額するものです。この冷水器の設置とおもちゃの購入につきましては、株式会社昭和石材工業所様からの一般寄附により実施するもので、工事棟終了後は記念プレート等でご寄附いただいたことを町民皆様にお知らせすることといたします。

次のファミリー・サポートセンター事業費 82 万 7,000 円の減につきましても、報償費、役務費から次の 44 ページの委託料までを実績により減額するもので、次の病後児預かり事業費 24 万 2,000 の減額も同様に役務費から負担金補助及び交付金までをそれぞれ実績により減とするものです。

次の育児支援家庭訪問事業費につきましては、補助金の財源が国から東京都に移行したことによる財源組替で予算の増減はありません。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の国民年金費、国民年金総務費の 19 万 4,000 円の減につきましては、職員給与の調整と次の国民年金費 5,000 円の減につきましては、国民年金用の図書の購入減によるものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 45 ページをお開き願います。款 04 衛生費でございます。保健衛生総務費では、職員人件費について所用額を調整したものです。

次の保健福祉センター管理費では、需用費において光熱水費を、役務費について電話料をそれぞれ増額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の犬の登録と予防接種事業費 1 万円の減につきましては需用費で、消耗品費、印刷製本費それぞれ不用額を見込むものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 46 ページをごらんください。次に予防費です。感染

症予防対策事業費では、委託料及び負担金補助及び交付金において、それぞれ説明欄記載の予防接種費用を実績により減額するもので、次の定期予防接種事業では、医師報酬費を皆減し、委託料に組みかえ、需用費及び委託料では、実績により減額するもので、次の結核予防対策事業費では、住民健診の受診者数の見込み増により 21 万 8,000 円を増額するものです。

次の健康増進法保健事業費では、役務費において郵券代を実績見込みにより減額し、委託料では、胃がん検診から 47 ページをお開きいただき、説明欄記載の検診委託料について実績により減額するものです。

次の女性特有のがん検診推進事業費及び骨粗しょう症予防対策事業につきましても実績により減額するものです。

次の遠隔予防医療相談事業費 450 万円の減は、昨年度と同様に需用費と委託料において町と共同して事業を行っている慶応大学の負担となったことにより減額するものです。

次の食育推進事業費では、料理講習会の回数減、ふれあいまつりの中止等により差し引き 2 万 7,000 円を減額するものです。

48 ページをごらんください。母子保健事業費では、1 歳 6 か月児健康診査事業費及び 3・4 か月児健康診査・産婦健康診査事業費、3 歳児健康診査事業費において歯科医師報酬として計上していたものを委託料に組みかえたことによる減額。その他説明欄記載のとおり実績により増減するもので、49 ページお開きいただき乳幼児歯科相談・歯科健診事業においても、歯科医師報償費の減額、乳児家庭全戸訪問事業費では、財源組替を行い、フッ化物洗口推進事業費では、小・中学校で予定していた事業が行われなかったことによる歯科衛生士・補助員賃金等の減額及び 4 校分の薬液代等を減額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の環境衛生費、環境衛生総務費 77 万 1,000 円の減につきましては、次のページ上段の職員給与の調整と 15 の工事請負費で、不法投棄看板設置及び不法投棄看板支障移設工事の減をそれぞれ見込むものです。

次の公害対策事業費 56 万 5,000 円の減につきましては委託料の不用額で、環境基本計画策定業務委託の契約差金による減によるもので、次の生活排水対策事業 27 万円の減につきましては、需用費から 19 の負担金・補助及び交付金までの不用額をそれぞれ見込むものです。

次の 51 ページをお開きください。清掃総務費の 79 万 4,000 円の減につきましては、職員給与の調整と、次のごみ処理事業費 826 万 3,000 の減は、11、事業費から 18 の備品購入費まで、西秋川衛生組合へ移行するため、クリーンセンターの維持管理経費を極力抑え

たための不用額です。

次の 52 ページ下段、19、負担金・補助及び交付金 13 万 4,000 円の増につきましては、廃品回収活動奨励金 18 万円の増、コンポスター補助金 34 万円の増を見込み、この 1 月まで 117 件の申請があり、次の西秋川衛生組合負担金につきましては、額の確定によるものです。

次のし尿処理費 14 万 9,000 円の減につきましては、次の 53 ページにございます、13、委託料で汲取料の増加による 65 万円の増、19 の負担金・補助及び交付金で、し尿補助の減額をそれぞれ見込むものです。

○議長（前田 悦男君） お諮りします。会議の途中でありますがここで暫時休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。

よって午前 11 時 5 分から再開とします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第 15 号の 53 ページ、歳出の款 6 農林水産業費から説明を続けるように求めます観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、53 ページをお開きください。款の 06 農林水産業費でございます。農業委員会費の 72 万 6,000 円の減額につきましては、人件費及びふれあいまつり中止に伴う使用料及び賃借料等の減額を見込むものでございます。

次、54 ページをお開きください。農業総務費の農作物有害鳥獣対策事業費 305 万 9,000 円の減額につきましては、主に委託料の説明欄にございますシカ被害対策委託につきまして、雲取山での捕獲が台風の影響により 1 回中止したことにより、委託費、賃金、使用料及び賃借料の減額を、次の 55 ページの負担金・補助及び交付金では、狩猟免許取得補助は減額を見込むものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 簡易給水施設管理費 100 万円の増額は、簡易給水施設管理費の 5 施設の排水管漏水等の修繕費を増額するものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に農業振興費でございますが、農業振興総務費の 60 万 3,000 円の減額のうち需用費につきましては、光熱水費及び修繕費の実績に基づく減額を、役務費及び工事請負費につきましては不用額の減額を、次の 56 ページの負担

金・補助及び交付金につきましては、実績に基づく減額をそれぞれ見込んだものでございます。

次の山村地域農林業振興事業費の730万円の減額につきましては、栃寄養魚地を補修のみとしたこと及び直営で設計を行ったことから委託費では皆減を、工事請負費では680万円を不用額として減額を見込むものでございます。

次の町農林業等振興事業費の89万8,000円の減額につきましては、賃金では、直営で草刈りを行ったため皆減を、備品費では車両購入による不用額を、次の57ページの負担金・補助及び交付金では、食肉加工処理施設の運営につきまして、平成25年第4回定例議会におきましてご決定いただきました、小河内振興財団へ委託としてための不用額の減額を、それ以外の項目につきましては、実績に基づき減額を見込むものでございます。

次の山村振興事業費の37万7,000円の減額につきましては、旅費の2,000円の増額は審査会の実施によるもので、それ以外の減額につきましては、実績及び不用額によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 都補助土地改良事業費20万円の減は、小規模土地改良事業調査設計委託料の確定によるものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の58ページになります。次の都民の森管理運営事業特別会計繰出金の12万7,000円の増額につきましては、都の委託金の増額によるものでございます。

次に、林業振興費でございますが59ページをお願いいたします。林業振興総務費の59万5,000円の減額のうち増額では、印刷製本費につきまして、森林整備計画の変更に伴い、計画書印刷費のため皆増を見込み、減額では、負担金補助及び交付金の不用額として減額を見込み、全体事業費で減額を見込むものでございます。

次の林業構造改善事業費の17万2,000円の減額につきましては、委員会開催の実績に基づくものでございます。

次に、森林費でございますが、森林保全・活用総務費の27万3,000円の減額につきましては、労災保険料の不用額によるものでございます。

次の多摩の森林再生事業につきましては、総額の変更はございませんが、次の60ページにわたり記載してございますが、実績に基づき調整をするものでございます。

次の松くい虫駆除対策事業費でございますが、55万6,000円の減額につきましては、委託契約締結に伴う不用額によるものでございます。

次の森林セラピー事業費でございますが、289万1,000円の減額につきましては、需用

費では、光熱水費の6万6,000円の増額を見込んでおりますが、委託費では、実績に基づき減額を、次の61ページの負担金・補助及び交付金につきましては、経営内容の精査により軽減額を見込むものでございます。

次の環境政策推進事業費でございますが、15万5,000円の増額につきましては、短い原木の受け入れのため、備品購入費で専用コンテナの購入を見込み増額を、それ以外の項目は不用額により減額を見込むものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に林道治山費の前なんですけど58ページをお開きください。58ページの林業総務費53万9,000円の減額につきましては、人件費及び1,000円の増額は、治山林道研究発表会負担金の1名によるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 61ページをお開きください。林道治山費477万1,000円の補正額は、除雪車賃借料の増額、都補助林道改良（舗装）事業費の委託料、工事請負費補償・補填及び賠償金の減額及び都施工林道補償は、イヤ入線林道立木補償の確定によるものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に、水産業総務費でございますが、29万6,000円の減額につきましては、人件費及び不用額によるものでございます。

次に款の07商工費でございます。63ページをお願いいたします。商工総務費でございますが、消費者行政事業費の5万円の減額は、報償費の不用額によるもの及び生活学校補助金の減によるものでございます。

商工振興費の32万円の減額につきましては、補助事業の実績に基づくものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 若者住宅資金利子補給事業費の160万円の増額は、若者定住応援補助金の確定によるものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次は、観光総務費でございます。64ページをお願いいたします。観光総務費の325万7,000円の減額につきましては、負担金・補助交付金の381万5,000円の減額は、一般社団法人奥多摩観光協会への補助金を経営内容の精査により減額を見込み、投資及び出資の10万円の増額は、シイタケ組合解散に伴い、所有していた奥多摩総合開発株式会社の株券の買い取りを見込むものでございます。

次の町ふれあい広場事業につきましては、ふれあいまつりの財源組替えを行うものでございます。

次の山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出金の19万6,000円の増額につきましては、都の委託金に、委託金増額によるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の観光施設等整備基金費 8,005 万円の増は、財政調整のため基金へ積立を行うものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の出生記念樹木配布事業費 2 万 2,000 円の減につきましては不用額ですが、平成 25 年度は 19 名に配布をいたしました。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 65 ページになります。次の花の里づくり事業費の 9 万 8,000 円及び、その次の日照確保対策事業費の 45 万円の減額につきましては、実績に基づき整理するものでございます。

次に観光施設費です。観光施設維持管理費の 97 万 7,000 円の減額につきましては、実績の勘案に基づき減額を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。観光施設整備事業費の 1 億 1,205 万 8,000 円の減額につきましては、主に鳩の巣荘建設工事でございます。2 カ年工事のうち平成 25 年度出来高につきましては町道に接する駐車場部分の工事を縮小し、ト^ド工事を中心に進捗させましたことから、金額的に減額を見込むものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に土木費 203 万 6,000 円の減額は、人件費の減額及び消耗品・光熱費の増額及び負担金・補助及び交付金、交付金の確定によるものです。

次に奥多摩周遊道路管理費 14 万 7,000 円の減額につきましては、奥多摩周遊道路管理委託料の確定によるものです。

68 ページをお願いします。次に登記事務費の 105 万円の減額は、未登記路線測量委託料及び地籍調査完了地区内未登記処理業務委託の確定によるものでございます。

次に道路台帳事業費の 5 万 1,000 円の減額につきましては、道路台帳補正業務委託の確定によるものです。

次に調査事業費 381 万 6,000 円の減額は、登記事務認証請求委託及び河川、孤立区の境界確定、地籍調査事業費、小丹波地区の委託料の確定によるものでございます。

次に道路維持費 68 万 1,000 円の増額は、除雪車賃借料の増額、流木物件補償費の確定によるものでございます。

次に 68 ページから 68 ページにかけてをお願いします。道路新設改良費 3,309 万 2,000 円の減額につきましては、次のページの道路新設改良事業費で 2,995 万 2,000 円減額となり、委託料の公有財産購入費、補償・補てん及び賠償金については、説明欄の確定によるものでございます。

次に町単独道路新設改良事業費 314 万円の減額につきましては、一部の地権者の同意が得られないことから、計画変更の検討が必要になったため、委託料及び公有財産購入費

及び補償・補てん賠償金を減額するものでございます。

次に橋梁新設改良費、町単独橋梁新設改良事業費でございますが、4,122万円の減額につきましては、当初4橋の耐震補修を予定していましたが、2橋の夫婦橋及び三沢橋については、東京都と調整した結果、再度設計の見直しが必要となり、検討するには時間を要し、工期を確保することも難しく、管理地域なので事業執行は難しいと判断したため、今年度事業は見送りとするものでございます。

次に70ページをお願いします。住宅管理費40万7,000円の増額は、給料職員手当の人件費、町公営住宅等の修繕費、委託料の確定によるものでございます。

次に住宅建設費133万8,000円の減額につきましては、宅地分譲業務委託料、次のページの空き家活用業務委託料、空き家活用業務委託料、宅地分譲地測量業務委託料及び工事請負費の確定によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次の公共下水道費、公共下水道事業、特別会計繰出事業費1,828万円の減は、実績によるものでございます。内容につきましては特別会計の中でご説明を申し上げます。

○総務課長（井上 永一君） 次に款の9消防費です。非常備消防費は14万8,000円の減額となります。内訳ですが、非常備消防総務費4万2,000円の減額は人件費でございます。消防団費は10万6,000円の減額でございますが、需要費の8万9,000円の増額は、ガソリン単価値上げによる燃料費の増、次の72ページの役務費及び公課費につきましては、不用額でございます。

次の消防施設費は371万7,000円の減額でございます。消防施設維持管理費、315万円の減額は、備品購入費として、防災行政用無線の戸別受信機を100台購入する予定でございましたが、現モデルの生産が中止になったことから、購入を見送ったことによるものでございます。現在は、既存機器の余剰分を修繕しながら使用しておりますが、現在のシステムに対応する機器を調整しており、次年度以降で購入し運用してまいる予定でございます。

次の町単独消防施設整備事業費の56万7,000円の減額は不用額でございます。

次の防災費につきましては、1,073万1,000円の減額となります。主に歳入でご説明申し上げましたように、緊急輸送道路として指定されている国道411号線の沿線に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊により道路を防ぐ可能性のある建物について、耐震診断を実施するための補助金を計上しておりましたが、申請件数が予定件数を下回ったことから減額とするものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費でございます。73 ページをごらんください。まず項の1 教育総務費でございます。教育委員会費は4万6,000円の減額となります。負担金・補助及び交付金で各種負担金の決定による不用額でございます。

次の事務局費は総額で75万2,000円の減額でございます。内訳ですが、事務局費の74万6,000円の減額につきましては、人件費の減額及び負担金・補助及び交付金は不用額でございます。

教育文化振興基金費の6,000円の減額は、説明欄記載の積立金の増減によるものでございます。

次に教育指導費は総額で338万円の減額となります。内訳ですが、74ページの教育指導費の328万円の減額につきましては、賃金では説明欄記載の各種介助員、指導員等の賃金を勤務実績により減額するもので、その他の経費につきましても、それぞれ実績による減額及び不用額でございます。

次の教育研修事業費の8万円の減額、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費の2万円の減額につきましても、それぞれ実績によるものでございます。

75 ページをごらんください。次に項の2 小学校費でございます。学校管理費は総額で15万4,000円の減額となります。内訳ですが、小学校管理費の22万円の減額につきましては、説明欄記載の実績による減額でございます。

古里小学校管理費の6,000円の増は、需要費の燃料費は実績による減額、印刷製本費は写真現像代の増額でございます。

氷川学校管理費の6万円の増額は需用費の燃料費で、灯油代の増によるものでございます。

次に教育振興費につきましては、71万円の減額となります。内訳ですが、小学校教育振興費の65万2,000円の減額につきましては、不用額でございますが、報償費では理科支援員等の謝礼を、役務費では児童傷害保険料を、76ページの委託料では、鑑賞教室委託料を、負担金・補助及び交付金では遠距離通学費補助金などをそれぞれ減額するものでございます。

次の準要保護等児童就学援助事業費の3万6,000円の減額は不用額、準要保護児童給食費補助事業費の3万9,000円の増額は実績により、古里小学校教育振興事業費の6万1,000円の減額は不用額でございます。

次に学校建設費の、小学校建設事業費の526万5,000円の減額は、委託料及び工事請負費の不用額でございますが、特に氷川小プールの下水道排水設備等接続工事の契約額が

予算額より大幅に減額となったことが主な内容でございます。

次に項の3中学校費です。学校管理費は総額で1万5,000円の増額となります。

77ページをごらんください。内訳ですが、中学校管理費の4万6,000円の減額、失礼しました、4万8,000円の減額、古里中学校管理費の13万1,000円の増額及び氷川中学校管理費の6万8,000円の減額につきましては、それぞれ実績によるもの及び不用額でございますが、古里中学校及び氷川中学校とも、需用費の燃料費で灯油代が増額となっております。

次の教育振興費につきましては、177万2,000円の減額となります。内訳ですが、78ページの中学校教育振興費93万8,000円の減額、準要保護生徒就学援助事業費の11万7,000円の減額、準要保護生徒給食費補助事業費の4万2,000円の減額、古里中学校教育振興事業費の12万7,000円の減額、次の79ページ、氷川中学校教育振興事業費の50万8,000円の減額、要保護等生徒就学援助事業費の4万円の減額は、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。

次に学校建設費の中学校建設事業費の828万4,000円の減額は、委託料及び工事請負費の不用額でございますが、中学校教室等木質化整備事業の減額及び古里中学校キュービクル受電設備改修工事の減額が主な内容でございます。

次に項の4給食費の給食管理費でございますが、134万5,000円の減額でございます。内容につきましては、次の80ページで、人件費及び各経費について実績により計上するものでございますが、このうち賃金の100万円の減額につきましては、臨時職員賃金として調理業務に従事する5名のパート調理員、配送の運転手1名の勤務実績により減額するものでございます。また、需用費の光熱水費については、電気料の増額を見込むもの、役務費の車両管理諸費用3万円の増は、給食配送車のタイヤはきかえ料を計上するものでございます。

次に項の5社会教育費でございます。社会教育総務費は総額で76万1,000円の減額でございます。81ページをごらんください。内訳でございますが、まず社会教育総務費の84万6,000円の減額につきましては、人件費及び不用額でございます。

82ページをお願いいたします。教育文化振興事業費の54万6,000円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。このうち、負担金・補助及び交付金の減額は、羽村市・檜原村・奥多摩町の3市町村で、多摩・島しょ子ども広域連携活動助成金事業として実施いたしました国際交流音楽祭負担金が、1市町村当たり80万円を確定したことから、20万円を減額するものでございます。

次に文化会館管理費ですが、63万1,000円の増額となります。需用費では燃料費が灯油代の増により、光熱水費が電気料の増により、使用料及び賃借料では複写機使用料の増によりそれぞれ所要の金額を計上するもので、備品購入費については不用額でございます。

83 ページをごらんください。青少年対策費の青少年対策事業費 56万4,000円の減額につきましてはいずれも実績によるもの及び不用額でございます。

次の文化財保護事業費 20万8,000円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございます。なお、負担金・補助及び交付金で、指定文化財等整備事業として施工を予定していました都指定の小留浦太子堂の舞台・基礎・石積み改修工事につきましては、現地調査の結果、今年度予定していた石積みの部分補修ではなく、全体補修が必要であることが判明したため、事業を見送ることといたしました。今後、地元自治会、太子堂を管理する花神楽保存会とも調整を行い、施工方法の見直し等の調整がとれた段階で、再度東京都と協議していきたいと考えております。

84 ページをごらんください。水と緑のふれあい館運営事業費は 590万4,000円の減額となります。人件費及び需要費等の事業費につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございますが、特に、需用費の施設修繕費及び委託料の3Dメガネ洗浄委託料が大幅な減額となっております。

85 ページをごらんください。次の図書館費の 1,000 円の減額につきましては不用額でございます。

次の美術館事業費の 146万2,000円の減額につきましては、いずれも実績によるもの及び不用額でございますが、特に、需用費ではせせらぎの里美術館のパンフレット印刷代及び電気料を実績及び見込みにより大幅に減額といたしました。また役務費では寄贈を受けました倉田三郎先生の絵画の表装が平成 24 年度で終了したことから、20万円全額を減額したものでございます。

次の森林館事業費の 18万2,000円の減額は、需用費の光熱水費が電気料の増によるもの、その他の経費につきましてはそれぞれ実績によるものでございます。

次に項の6保健体育費でございます。保健体育総務費は 1,015万4,000円の減額となります。87 ページをごらんください。保健体育総務費の 20万7,000円の減額につきましては実績によるものでございます。

次の国民体育大会事業費の 994万7,000円の減額につきましては、事業の確定に伴う不用額でございます。これにより約1億170万円の支出総額に対し、東京都補助金が約8,260万円、共同開催した4市町村の負担金が1町村当たり約435万円の決算となる見込

みでございます。なお、この負担金とは別に補助対象とはならない奥多摩町単独の支出につきましては、約 170 万円となる見込みでございます。

次の体育施設費は総額で 220 万 7,000 円の減額となります。内訳でございますが、学校開放事業費の 20 万 8,000 円の減額は不用額でございます。

88 ページをごらんください。次の社会体育施設維持管理費 101 万円の減額は不用額でございますが、委託料では、昨年 9 月に旧小河内小中学校の校庭及び体育館を、町のスポーツコミュニティ施設から目的を変更したことにより、委託料で同施設の管理業務委託料が減額となったこと、工事請負費では奥多摩スポーツコミュニティ会館排水設備等接続工事の終了に伴う減額でございます。

次の総合運動場維持管理費は 98 万 9,000 円の減額となりますが、いずれも実績による減額及び不用額でございます。

教育費は以上でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 11 災害復旧費。大雪災害復旧費 2,300 万円は、平成 26 年 2 月の大雪に伴う災害復旧費として、新たに計上するものでございます。89 ページをお開きください。職員手当等に 300 万円、旅費に 100 万円、需用費に 400 万円、委託費に 100 万円、使用料及び賃借料に 400 万円、工事請負費に 1,000 万円は、公共施設、町道、林道等の復旧費として、それぞれ説明欄の事業を見込むものでございます。

次の款 12 公債費は長期債元金償還費の財源組替えを行うものでございます。

90 ページをごらんください。次の款 13 諸支出金は、土地開発基金費 6,429 万 6,000 円の増は、土地開発基金の廃止に伴い、従来、土地開発基金保有の土地の賃借、貸地料収入 70 万 4,000 円を積み立てていたもの基金廃止に伴い減とするもの、また、定住促進基金への繰出金として、6,500 万円は、土地開発基金で保有をしておりました現金を新たに設置する定住促進基金へと積立金として支出をするものでございます。

次の款 14 予備費は、313 万 5,000 円の増で財政調整によるものでございます。

最後となりますけれども 93 ページをお開きください。継続費に関する調書でございます。表の左から、款は商工費、項は観光費、事業名は鳩の巣荘建設事業。年度は平成 25 年度、26 年度、27 年度の 3 カ年となります。

その右の列、年割額でございますが、年度ごとにそれぞれ 2 億 204 万 3,000 円、8 億 8,040 万 3,000 円、9,353 万円です。

その右、財源内訳といたしまして平成 25 年度は国都支出金 7,768 万 6,000 円、1 列飛ばしまして、その他財源は基金の繰り入れで、平成 26 年度が 5 億 1,000 万円、27 年度が

5,000万円。その右、一般財源は25年度が1億2,435万7,000円、26年度が3億7,040万3,000円、27年度は4,353万円。

2列あけまして、当該年度支出予定額は2億204万3,000円。

その右、当該年度末までの支出予定額も2億204万3,000円。

その右、翌年度以降支出予定額は26年度が8億8,040万3,000円、27年度が9,353万円。

最右列の継続費の総額に対する進捗率でございますが、25年度が17.2%、26年度が74.9%、27年度が7.9%となっております。

最下段をごらんください。合計でございます。左から全体事業費は11億7,597万6,000円。財源内訳といたしまして、国都支出金が7,768万6,000円、その他財源が5億6,000万円、一般財源が5億3,829万円。当該年度末までの支出予定額は2億204万3,000円。翌年度以降の支出予定額は9億7,393万3,000円となっております。

以上をもちまして、議案第15号平成25年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を終わります。

○議長（前田悦男君） 以上で議案第15号の説明は終わりました。

次に議案第16号及び議案第17号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（原島滋隆君） それでは議案第16号平成25年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。歳入でございます。

初めに、使用料及び手数料でございますが、109万8,000円の減額につきましては、台風等によるイベント中止に伴う使用料の減額によるものでございます。

次に、一般会計繰入金でございますが20、失礼しました、12万7,000円の増額につきましては、都の委託金増額によるものでございます。

次の諸収入の預金利子の1,000円の減額及び次の雑入の18万2,000円の減額、並びに実費徴収金の52万7,000円の増額につきましては、いずれも実績をもとに見込んだものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出でございます。

一般管理費の9万5,000円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

次に、事業費でございますが、53万2,000円の減額につきましては、増額では消耗品費に、凍結防止剤の購入のため21万4,000円を、燃料費にボイラー用ペレット購入のため22万7,000円を、次のページの光熱水費に電気料10万5,000円を、修繕費に作業車の

修繕 15 万円を、備品購入費に老朽化した備品の入れかえのため 58 万 6,000 円を、それぞれ増額計上見込んでおりますが、減額といたしましては、イベント中止に伴うものと委託内容の見直しと精査により、委託料 142 万 5,000 円の減額を見込み、全体事業費で減額を見込むものでございます。

次に 9 ページをお願いいたします。給与明細書でございます。給与費計では 42 万 9,000 円の増額となりますが、共済費では 9 万 7,000 円の減額となり、合計では 33 万 2,000 円の増額となります。職員手当の内訳は、下段に記載のとおりでございます。

以上で議案第 16 号の説明を終わらせていただきます。

次に議案第 17 号 平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。初めに、歳入でございます。

一般会計繰入金でございますが、19 万 6,000 円の増額につきましては、都の委託金増額によるものでございます。

次の諸収入の雑入の 1 万 3,000 円の減額につきましては、実績をもとに見込んだものでございます。

6 ページをお開きください。歳出でございます。

初めに一般管理費の 22 万 2,000 円の減額につきましては、人件費の調整によるものでございます。

次の利用管理費の 40 万 5,000 円の増額の内訳は、自然食教室の利用者が増加したことから、体験教室講師増員のため報償費 9 万 9,000 円の増額と、消耗品では凍結防止剤購入と、利用者増に伴い 72 万円の増額を見込み、光熱水費では空調設備の電気料 30 万円の増額を見込み、役務費では汚水浄水等清掃につきまして、浄水施設が管理良好にできておりますので、今年度に清掃の実施の必要性がなくなったため皆減を計上し、次のページの原材料費の 21 万 3,000 円の減額は、在庫確認により減額を見込んだ総体の額でございます。

次に 8 ページをお願いいたします。給与費明細書でございますが。給与費計では 21 万 9,000 円の減額となり、共済費を含めた合計では、22 万 2,000 円の減額となります。

職員手当の内訳は、下段に記載のとおりでございます。

以上で、議案第 17 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議案第 16 号及び議案第 17 号の説明は終わりました。次に議案第 18 号から議案第 20 号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 初めに、議案第 18 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康

保険特別会計補正予算（祭3号）について、ご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。

款01 一般被保険者国民健康保険税は720万3,000円を減額し、1億254万3,000円とするもので、主なものは医療給付費現年課税分が加入者の所得状況等により420万6,000円の減、後期高齢者支援金現年課税分が123万8,000円の減、介護納付金現年課税分165万7,000円の減、医療給付費滞納繰越分が11万7,000円の減、後期高齢者支援分滞納繰越分が5万4,000円の減、介護納付金滞納繰越分が6万9,000円の増と、それぞれ実績により見込むものです。

次の退職被保険者等国民健康保険税は149万4,000円を減額し、1,268万円とするもので、医療給付費現年課税分98万8,000円の減、後期高齢者支援金分現年課税分22万5,000円の減、介護納付金現年課税分35万1,000円の減をそれぞれ実績により見込むものです。

次の款02 国庫支出金、項01 国庫負担金の高額医療費共同事業負担金は580万2,000円を増額し1,225万円とするもので、実績により見込むものです。

次の款05 都支出金、項02 都負担金の高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に実績により580万2,000円を見込み、1,225万円とするものです。

7ページをお開き願います。歳出でございます。

款02 保険給付費の一般被保険者療養給付費は200万円を増額するもので、これまでの給付費の支払い状況及び今後の支払見込を勘案し増額したものです。

次の一般被保険者高額療養費及び高額医療費共同事業拠出金については、国及び都の負担金の増額に伴い、一般財源から組替えるもので、予算の増減はありません。

次の款08 保健事業費、項01 特定健康診査等事業費では、今回から血液検査に尿酸、血清クレアチニン検査を加えたことから実績により12万3,000円を増額するものです。

8ページをごらんください。款11 諸支出金、項01 償還金及び還付金では、過年度の国都支出金及び療養給付費交付金の額の確定により返還金を78万4,000円増額するものです。

以上で、議案第18号の説明は終了いたします。

次に議案第19号 平成25年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。

款01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は580万5,000円を減額し、6,056

万 2,000 円と見込むもので、現年度分特別徴収保険料を実績見込みにより 406 万 4,000 円減額し、現年分普通徴収保険料では 174 万 1,000 円の減を見込むものです。

款 02 繰入金の一般会計繰入金は 1,511 万円を減額し、1 億 1,610 万 9,000 円と見込むもので、療養給付費繰入金を 1,290 万円の減、保険基盤安定繰入金を 116 万 4,000 円の減、広域連合への事務費繰入金 18 万 1,000 円の減、保険料軽減措置繰入金を 133 万 2,000 円減は、実績を勘案した広域連合からの通知に基づき見込むもので、健康診査費繰入金 3 万 3,000 円の減、次の葬祭費繰入金 50 万円の増は、それぞれ実績により見込むものです。

款 04 諸収入、項 04 受託事業収入の健康診査受託事業及び葬祭費支給事業受託事業収入は、いずれも広域連合からの受託事業で、実績により増額するものです。

6 ページをごらんください。歳出でございます。

款 02 広域連合納付金の広域連合分賦金は 2,043 万 2,000 円を減額し、1 億 7,006 万円とするもので、説明欄の事務費負担金から葬祭費支給事業負担金までの各負担金について、実績を勘案した広域連合からの通知に基づきそれぞれ増減するものです。

款 03 保健事業費の健康診査費 8 万円の増は委託料で、健康診査委託料を増額するものでございます。

款 04 葬祭費は、受託事業収入の増により、一般財源から特定財源に組替えを行うもので、予算の増減はありません。

款 05 諸支出金、項 02 繰出金、一般会計繰出金は実績により一般会計の繰り出しを 50 万円増額するもので、事務費の調整によるものでございます。

以上で議案第 19 号の説明を終了いたします。

次に議案第 20 号 平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料の第 1 号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で 341 万 3,000 円の減、現年度分普通徴収保険料で 476 万 4,000 円の増をそれぞれ実績により見込み、合わせて 135 万 1,000 円増額するものです。

款 02 分担金及び負担金、認定審査会負担金 2,000 円の増は西多摩福祉事務所からの委託による負担金を見込むものです。

款 03 国庫支出金、国庫負担金 34 万 2,000 円の減は、介護給付費で、居宅施設介護サービス費のうち施設介護サービス費が増加したことによる国との負担割合の変更によるものです。

次の国庫補助金調整交付金 159 万 7,000 円の減は、介護給付費財政調整交付金で、調整、調整率が計画値を下回ったことによるもの、介護保険事業費補助金 14 万 7,000 円の増は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費について、補助率 2 分の 1 で見込むものです。

次の款 04 支払基金交付金では、介護給付費交付金、592 万 9,000 円の減、次の地域支援事業支援交付金 316 万 4,000 円の減は、いずれも実績見込みによるものです。

6 ページをごらんください。款 05 都支出金の介護給付費負担金 109 万 1,000 円の増は国負担金に相応する施設介護サービス費の増額に対する都の負担分の増額です。

款 07 繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金 5 万 5,000 円の減は実績によるもの、その他一般会計繰入金 53 万 8,000 円の減は事務費繰入金を減額するもの、次のその他地域支援事業繰入金 382 万 9,000 円の増額は、その他地域支援事業の実績により町負担分を増額するものです。

項 02 基金繰入金、介護給付費準備基金 256 万 1,000 円の増は、基金より取り崩して介護給付費に充てるものです。

款 08 諸収入、預金利子 5,000 円の増は決算によるものです。

7 ページお開き願います。歳出でございます。

総務費の一般管理費では、委託料において、消費税を引き上げに伴う介護報酬改定によるシステム改修委託料 29 万 4,000 円の増、その他需要額及び委託料で不用額を整理し、差し引き 26 万円を増額するものです。

次の徴収費、賦課徴収費は不用額を整理するものです。

次の介護認定審査会費の減は旅費で、委員費用弁償を実績により減額するもので、次の認定調査等費 62 万 3,000 円の減は、需用費で不用額を減額し、8 ページをごらんいただき、役務費で主治医意見書作成料 16 万円の減、委託料で介護認定調査委託料 41 万 7,000 円の減を実績により見込むものでございます。

款 02 保険給付費、介護サービス等諸費では、負担金・補助及び交付金で説明欄の記載のとおり居宅介護サービス給付費を初めとする各サービス給付費について実績により増減し、差し引き 1,020 万円を減額するものです。

次の介護予防サービス等諸費は、負担金・補助及び交付金で同じく説明欄記載の介護予防サービス等給付費について実績により増減し、差し引き 90 万円を増額するものです。

9 ページお開き願います。審査支払手数料 4 万円の減は、実績により減額するものです。

次の高額介護サービス等費 170 万円の増額は、申請実績によるものでございます。町

特別給付費 2 万円の増は、配食サービス対象者の増に伴う実績によるものです。

10 ページをごらんください。次の特定入所者介護サービス等費は、施設入所者で所得の低い方に基準費用額と負担限度額との差額を保険給付で補うもので、470 万円の増は実績により見込むものです。

次の地域支援事業費のうち、介護予防日常生活支援総合事業費 66 万 5,000 円の増は、総合事業による配食サービス及び介護予防デイサービス費の増によるものです。

11 ページお開き願います。包括的支援事業・任意事業費では、役務費と委託料において説明欄記載のとおり同額を増減したもので、予算の増減はありません。

以上で議案第 18 号から議案第 20 号までの説明を終了いたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で議案第 18 号から議案第 20 号までの説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 21 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第 21 号 平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。

款 01 分担金及び負担金、目 01 共用施設維持管理費負担金 52 万 3,000 円の増額は、本年度の維持管理費を見込み算定した結果、共用施設維持管理費丹波山負担金を増額するものです。

次に款 02 使用料及び手数料、目 01 下水道使用料 373 万 8,000 円の増額は、本年度の下水道使用料及び合併処理浄化槽使用料の収入見込みを算定した結果、増額によるものです。

次に下水道手数料 9 万 4,000 円の増額は、既に本年度申請のあった下水道工事指定申請等手数料等の実績に伴う増額によるものです。

次に款 03 国庫支出金、目 01 公共下水道事業費補助金 492 万 3,000 円の減額は、奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の減額によ

るものでございます。

次に款 04 都支出金、目 01 公共下水道費補助金 35 万 4,000 円の減額は奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の減額によるものでございます。

次に、6 ページから 7 ページにかけてお願いします。款 05 繰入金、一般会計繰入金 1,828 万円の補正額は、小河内処理区と奥多摩処理区、下水道事業繰入金の減額及び浄化槽市町村整備推進事業繰入金の増額によるものでございます。

次に款 07 諸収入、目 01 消費税還付金 649 万 2,000 円の増額は、下水道工事施工等による消費税の還付金の確定に伴う増額によるものでございます。

次に款 08 町債、目 01 下水道債 3,340 万円の減額は、奥多摩処理区の環境建設事業費等を精査した結果、下水道整備事業分下水道債の減額によるものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費、目 01 一般管理費 66 万 3,000 円の減額は、委員報酬、給料等の人件費、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金、償還金・利子及び割引の減額によるものでございます。

次に、9 ページから 10 ページをにかけてお願いします。款 01 総務費、目 02 維持管理費、小河内処理区 304 万 2,000 円の減額は、小河内処理区の賃金、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、公課費、負担金・補助金及び交付金の減額によるものでございます。

次に款 01 総務費、目 02 維持管理費、奥多摩処理区 141 万 5,000 円の減額は、奥多摩処理区の需用費、役務費、委託料、補助及び交付金の減額によるものでございます。

次に 10 ページから 11 ページにかけてお願いします。款 02 事業費、項 01 下水道事業費、

11 ページをお願いします。下水道事業費小河内処理区 4 万 2,000 円の減額は、小河内処理区の給料等の人件費、需用費、委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金の減額によるものでございます。失礼しました、工事はございません。

次に、事業費。失礼しました。次に下水道事業費、奥多摩処理区 4,101 万 7,000 円の減額は奥多摩処理区の給料等の人件費、共済費、需用費、委託料、工事請負費、負担金・補助金及び交付金の減額によるものでございます。

12 ページをお願いします。款 02 事業費、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費 26 万 3,000 円の増額は、給料等の人件費と役務費の増額によるものでございます。

次に、次に浄化槽市町村整備事業費 26 万 3,000 円の増額は給料の人件費、役務費の増額によるものでございます。

次に、款 04 予備費、目 01 予備費 8 万 4,000 円の減額は、予備費の減額によるものでございます。

13 ページをお願いします。給与明細でございます。下水道事業費に伴う委員報酬で 8 万 7,000 円の減額になります。

14 ページにつきましては一般職の給与費です。3 万 5,000 円の増、共済費で 11 万 5,000 円の減。合計で 8 万円の減額となります。

15 ページをお願いします。15 ページにつきましては町債に関する調書ですが、当該年度末における現在高見込額は 39 億 6,137 万 2,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 21 号の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で議案第 21 号の説明は終わりました。

次に、議案第 22 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは議案第 22 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。

収益的収支につきましては総額の増減はありませんが、資本的収支につきましては収入を 4 万 2,000 円減額するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、1 ページをごらんください。収益的収入及び支出の実施計画でございます。収入でございますが、病院事業収益の項 2 医業外収益を 46 万円減額し、3 の特別利益を 46 万円増額するものでございます。内訳としまして、都支出金の 44 万円の減は、医師派遣手当補助金の見込み額が減になったため、またその医業外収益のその他医業外収益の 2 万円の減につきましては、実績により見込額を減したものでございます。

次に 3 の過年度損益修正益の手当て返還金でございますが、平成 24 年度の医師派遣手当補助金を 46 万円過大に交付を受けていたものを返還するため、手当を支給した医師より返還していただく分を受け、計上したものでございます。これについては、後ほど支出でもご説明させていただきますが、この金額を東京都に返還いたします。

次に、2 ページをお願いいたします。支出でございますが、医業費用は 105 万 8,000 円減額し、4 億 6,499 万 8,000 円とするものです。内訳につきましては、給与費を 183 万 4,000 円減額、これは給料手当、法定福利費をそれぞれ支出見込みの減により減額するものでございます。

次の材料費は 130 万円増額するものですが、内訳は薬品費の増額によるもので、実績により見込額を増額するものでございます。

次の経費では 12 万 4,000 円減額するものですが、内訳としまして、報償金、報償費、消耗品費、役務費、保険料、諸会費、諸負担金をそれぞれ実績もとに基づき見込額の増減を行うものです。

次に 3 ページをお願いいたします。資産減耗費のうち、棚卸資産減耗費は支出見込み減による減額で、固定資産除却費は支出見込みがないことから減額するものでございます。

次の研修費の旅費及び項の 2 医業外費用の消費税につきましては、支出見込みの減による減額でございます。

続きまして特別損失の過年度損益修正損の入院損失、外来損失はそれぞれ見込額の確定により、記載のとおり増減、増額または減額をするものでございます。

次の補助金・返還金につきましては、収入のところでもご説明いたしましたが、平成 24 年度の医師派遣手当補助金 46 万円過大に交付を受けたものを東京都に返還するものでございます。

次の予備費につきましては、財政調整によるものでございます。

4 ページをお開き願います。資本的収支の収入の実施計画でございます。資本的収益の収入でございますが、国庫補助金、都補助金の交付額確定に伴い、それぞれ 2 万 1,000 円、合計で 4 万 2,000 円減額し、合計 1,442 万 8,000 円とするものでございます。

次に 5 ページをお開き願います。資金計画でございますが表の中央、当年度予算額では受入資金が 5 億 6,835 万 3,000 円で、支払資金が 5 億 1,595 万 8,000 円で、差し引き 5,239 万 5,000 円となる予定でございます。

次に 6 ページをお願いいたします。給与費の明細でございます。先ほど支出のところでご説明させていただいた給与費の内訳となっております。合計で 15 万円の減。法定福利費につきまして 168 万 4,000 円の減。合わせまして 183 万 4,000 円の減ということでございます。手当の内訳につきましては、この下にお示しのとおりでございます。

次の 7 ページから 9 ページ予定貸借対照表でございますが、これにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第 22 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で議案第 22 号の説明は終わりました。

以上で全議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

議案第 15 号については、歳入歳出をそれぞれ一括して質疑を行い、議案第 16 号から

議案第 22 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

初めに議案第 15 号の歳入の質疑を行います。

質疑があればお願いします。質疑ありませんか。8 番、酒井議員。

○8 番（酒井 正利君） 8 番、酒井です。収入の 15 ページ、消防費の都の補助金。これ前にも東京消防費の国の補助金でも一緒なんですけれども、特定沿道建築物耐震化促進事業補助金の減なんですけれども、26 棟予定していたのが減ったということなんですけれども、これ、減ることによる、どういうことで問題があつて減ったのかということと、全体的に計画のその 411 号の全体的な棟数、それからこれを何年計画でやろうとしているのか、伺いたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 8 番、酒井正利委員のご質問にお答えいたします。この沿道耐震の関係ですけれども、国道 411 号線が町のほうで特定緊急輸送道路ということで、災害があつたときに通行を確保する道路ということで、町では川井地区から小河内地区までの国道 411 号線が対象になっております。その中で、その沿道沿いでもし地震等によって倒壊した場合に、道路の半分以上をふさいでしまう建物、それがあつた場合にそこで通行ができなくなるということで、昭和 56 年 6 月 1 日以前の建物、それ以降については新しい建築基準法で建ててありますので、そこら辺は対象になっておりませんが、それ以前の建物で、ある程度 2 階建て 3 階建てで、もし倒れた場合に影響を及ぼすものということで 26 棟が指定されているところでございます。国と、につきましては、東京都の建築指導事務所のほうと、対象となった 26 棟については説明会を実施し、また、個別に、こういう影響があるので、耐震の改修が必要かどうかまず診断をしてくださいということでお願いをしております。本来ですと、今年度中にその耐震診断を終わらせなければいけないということで。その後、今度、その診断に基づいて、改修が必要なら、来年度設計、その次の年に改修ということで順序立ててやっていくことで、いうことも整備したところでございますけれども、これは町だけに限らず、やはりまだその必要性が十分理解されていないですとか、必要性はわかるんだけど、これは、耐震診断につきましては国と都で半分ずつ、2 分の 1 ずつ個人のお宅に助成しますので、個人の持ち出しはございませんけれども、設計と、今度改修工事を実施することになりますと、6 分の 1 ずつの自己負担が出てくるということで、そこら辺の 6 分の 1 という部分で、今さらそのお金をかけるなら取り壊したほうがいいですとか、ちょっとそれぞれの個人でいろいろ事情がございまして、なかなか進んでいないというところでございまして、国のほうでもかなり各区市

町村からそういう声が上がってきたということで、26年になってですね、負担金、個人の負担金の額を、これでは進まないということで減らそうということで、国の補助金を増やしてですね、ここで改正されたんですけれども、診断は今までも個人負担なかったんですけども、設計についても自己負担をなくす、今度改修についても6分の1の自己負担を10分の1に減らすというようなことで、今、法改正も済みまして、また診断についても1年延ばしてやっていこうということでございます。町のほうでも今3軒が手を挙げまして、そのほか5軒が今それに向かってやっているところでございます。そのほかもやはり古くなったので取り壊すということで既に1軒取り壊し、またそのほかにも取り壊しを考えているご家庭があるということでございますので、いずれにしましても来年1年かけてまたこの辺、東京都と協働して、粘り強く、この事業が進むように、私どものほうも進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（前田 悦男君） ほかに。3番、高橋委員。

○3番（高橋 邦男君） 3番、高橋です。今収入、支出。

○議長（前田 悦男君） 収入です。

○3番（高橋 邦男君） 済みません、失礼しました。

○議長（前田 悦男君） 7番、師岡委員。

○7番（師岡 伸公君） 7番、師岡です。ページで14ページ、一番上段の衛生費都補助金のところでございます。フッ化物洗口事業についてちょっとお聞きしたいと思います。先ほだのご説明で、小中学校、今回見送っているというふうにお聞きしました。歳出のほうでもその内訳が書いてございましたけれども、せっかくこういう補助、東京都のほうからいただいているんですが、ここ数年実施されてないという状況のようです。何か、この事業に対するリスクを現場が感じているのか、それともそれにかわる、やっぱり、歯の健康についての指導をされているのか、その辺の実情みたいなものが多分あるんじゃないかと思うんですが、新年度でも、どういうふうな形にこれをもっていくのかということも含めて、ちょっと実情と今後をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 7番、師岡委員のご質問にお答え申し上げます。ただいまのご質問にありましたように、フッ化物洗口事業につきましては、保育園では既に実施をしておるところでございます。それに合わせて、小中学校でも継続して実施をすることによりまして、虫歯の予防につながるということから、私どもでは小中学校に対して働きかけを行ってきたわけですが、ただいま委員からもお話があったように、小学

校、特に小学校については、独自に歯磨き指導もしているということもありまして、またフッ化物でうがいをするといいますが、口をゆすぐわけですが、その時間的なものというところも、授業時間の中に確保が難しいというお話がございまして、今のところ実施はできておりません。私どもでは福祉保健局を通じまして、あと西多摩保健所の歯科衛生担当課長にも同席をいただきまして、小学校にもご説明を申し上げたところですが、なかなかそのご理解をいただけないというところで、小学校、管理といいますが、町の教育委員会にもお願いをして、何回かお話をさせていただいたところなんですが、まだそこまでの、何ていうんですかね、理解を得られていないというのが実情でございます。来年度につきましては、引き続き保育園2カ所につきましては、2園につきましては実施をさせていただくという予算は組んでおりますが、小学校・中学校につきましては、新年度については見送る予定でございます。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑になしと認めます。以上で議案第15号の歳入の質疑を終結します。

次に議案第15号の歳出の質疑を行います。質疑があればお願いします。3番、高橋議員。

○3番（高橋 邦男君） 3番、高橋です。26ページお願いします。総務費の防犯対策費なんですけど。各自治会に補助しています防犯灯の電気料なんです。金額のことではないんですけど、ちょっと防犯灯で、ちょっと気になってることがあるんで、ちょっとここでお話しさせていただきます。棚沢見渡し見てですね、結構山の中、生活道があるわけなんですけど、に結構防犯灯があるんですが、昼間から電気がついてると。24時間つけっぱなしというのも結構数多く、前々から気になってたんですけど、センサーで、多分暗くなると電気がつくようになってると思うんですけどね。その辺町として、多分、全町考えたときに、結構、昼間からついてる防犯灯もあるんじゃないかなと思うんですけど。町のほうではどの程度把握してて、それに対してどう考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番、高橋委員のご質問にお答えいたします。防犯灯ですけども、町内で1,420灯ということでございまして、今議員からご指摘ございますように、暗いところ、木で覆いかぶさっているところですか、センサー自体が汚れているも

の等もございまして、昼間からついているという場所も見受けられます。それらにつきましては、自治会議等の席で、そういう部分も見受けられるので、点検等も合わせてお願いしているところでございます。ちょっと、町のほうで全て、1灯1灯見て回っている時間的な部分もございせんけれども、また、町のほうでも、それぞれ地域等に出向いたときにそれらの確認をしていく必要はあるのかなと思っております。いずれにいたしましても、またそういう防犯灯でございますので、自治会にもお願いするとともに町のほうでも今後、注意を払ってまいりたいと考えますのでよろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） ほかに。4番、原島議員。

○4番（原島 幸次君） 4番、原島でございます。33ページの款の03の項の01の高齢者見守り相談事業費で190万3,000円使ってないということなんです、緊急通報・見守りシステム設置委託料なんです、これは、やる人がどのくらい目標に対して少なかったのかどうか、どういうわけでこういうレベルになったのか、ちょっと細かく教えていただければありがたいなと思います。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 4番、原島委員のご質問にお答え申し上げます。この高齢者見守り相談事業費でございますが、下段の緊急通報システムと関連するものでございますが、もともとは緊急通報システムが消防庁方式のシステムということで、消防庁に直結する緊急通報システムを設置をしていたところでございます。ところが、この緊急通報システムにつきましては、一旦ボタンを押しますと、立川の防災センターのほうに通報が行きまして、それから救急車等が出動するという、お年寄りが誤って押した場合等ですね、どうしてもそういうミスがあるということから、なかなかこの緊急通報システムも、ちょっとそこまではという話がございました。そこで、民間の見守りシステムということで、高齢者見守り相談事業と合わせて、民間のシステムで、これはリズムセンサーといいまして、室内での動きをセンサーで察知をいたしまして、その動きがなく、ない場合にセンターのほうからご家庭に電話を、電話連絡をして安否を確認するというシステムでございます。ただこのシステムでちょっと問題点がございまして、何か問題があったときに、昼間でしたら、保健センターの見守り相談員あるいは福祉保健課の職員が駆けつけることも可能なんです、夜間ですとか休日については、なかなかそこまでの体制がとれないという状況がございまして、そういったこともありまして、見守りシステムの設置を、監視はしておりますが、なかなか増えていかないというところが実情でございまして、ですから現在は、緊急通報システムを設置しているご家庭に、この見守りシステムをプラスし

てはどうかというご案内をさしております。というのが、今申し上げましたように夜間で
すとか休日については、消防庁方式のものでないと駆けつけはできないということがあり
まして、セットでというお話をしてるんですが。だからその一つのご家庭に緊急通報シス
テム、あるいは火災安全システムというのもございますが、それとプラス、3つシステム
を設置するというので、そこに抵抗があるというお年寄りもいらっしゃるということで、
なかなか進んでいかないのが実情でございます。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） ほかにございますか。11番、清水典子議員。

○11番（清水 典子君） 11番、清水です。ページ41ページの、子宮頸がんワクチンの
助成事業120万の減なんですけど、福祉保健課長さん、お願いします。昨年、このことで体
に異常があったりして、この受診を控えるというのかしら、現状としては奥多摩町ではど
のような状況、予算が減ったということは受診されてないんだろと思うんですけども。
それが今まだ、きちんとした結果が出てないまま、政府の方でも、ぐあいが悪くなっちゃ
った人、またほかに、それを、ちゃんとワクチンを受けたいという人というように、
今町の状況を教えていただきたい。それともう1点は、私ずっと前からちょっと不思議に
思ってたんですけど、福祉保健課長っていうのに、何で、向こうは保健福祉センターって反
対なのか。ずっと不思議でしょうがなかったんですけど、これは何で、統一できないのか
しら。くだらない質問ですけど、どういう理由でと変わったのかね。済みません。

○議長（前田 悦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 11番、清水委員のご質問にお答え申し上げます。1
番目の子宮頸がんワクチンでございますが、昨年、法定接種化をされまして、国の政策と
して接種が義務づけられたということで、私どもでも予算どりをしたところでございま
すが、始まってすぐに、ただいま委員からお話ございましたように、副反応といいますか
副作用っていいですか、注射による健康被害が頻発したということで、その時点で、国の
ほうの判断で積極勧奨を控えるようにと。ただしこれは法定接種でございますので、接種
する意思がある人については、それを拒むことはできませんので、ただしそれを要するに
行政が積極的に勧奨することは控えるということでございます。その後どうなったかとい
うこと、そのままずっと積極勧奨を控えるということですけどずっと続いておりまして、その結
果マスコミ等のこういった、マスコミといいますか、PR等は全然なされていないわけ
でございますので、現状として、こういった副反応の報道があつてからは1名から2名のみ
のワクチン接種でございます。これは3回接種するものでございますが、既に2回の接種
をしてしまって、何の問題もなく、もう一回やれば終わるという方々でございましたの

で、初めての方では、接種をしているというか、事例はございません。そういう関係で国のほうでもまだはっきりとした検証が得られていないということから、現在そのままとなっている状況でございます。

それから2番目の保健福祉センターと福祉保健課の関係でございますが、これは機構組織の改革で、以前は保健福祉課というのがございまして、そのときに建設されたものが保健福祉センターということで。その後保健福祉課が、健康福祉課と保健医療課に分裂し、また今度再統合されたときに福祉保健課と名称が変わったということで、今ちょっと統一はされてないということでございますので。そういうことぐらいしか、私にはわかりませんが。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。ほかに。企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 済みません。清水委員の今の2点目のお話でございますけれども、私が知るところでは、当時あそこに保健センターをつくる時にですね、保健と福祉と医療の連携ということで、あそこに拠点をつくったというふうに理解をしております。その中で、保健と福祉と医療という順番で、保健福祉センターで病院があるということで理解をしております。一方、福祉と当時医療の課がございまして、それを行革で一つにするときに、福祉と保健課あるいは保健と福祉にするかというときには、どちらが大きいかという問題かと思うんですけれども、全体としてはやはり福祉のほうがボリュームが、比重が高いということだと思っております。ですから東京都におきましても、福祉保健局ということで、福祉が先に来てるということでございますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（前田 悦男君） ほかに。1番、石田委員。

○1番（石田 芳英君） 何点か質問をさせていただきたいんですけど、まず72ページの消防費の消防施設費の中に、防災行政無線戸別受診機械マイナス315万円ということで、100台購入をする予定でしたけれども生産されていないため、購入されなかったということで、今後手当をするということでございますけれども、具体的に、今ある機械とは別な機械を購入されるのかどうか、か、もしくは今ある機械の予備を修理しながら、増設していくのかどうかということ、ちょっと具体的にお聞きしたいということが1点と、あともう2点目は86ページ、85ページですけども、美術館費というところで、予算が計上されますけれども、町の文化会館の会議室のところに、ちょっと町民の方から倉田三郎さんのスケッチが一応あるというようなお話を聞きまして、中には貴重に、文化的な貴重なスケッチもあるというふうにお伺いしているんですけども、それについて保存したほうがいいの

かなというふうに個人的に思いますので、その点について何か方針等ありましたらお願いしたいと思います。3点目のロードレースの、今回清算が行われましたけれども、具体的に、大体どのくらいの観衆の方がいらっしまったかということと、またその評価か何か、都のほうから何か評価があれば、それもちよっとお聞きしたいと思います。以上3点、お願いします。

○議長（前田 悦男君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは1番、石田委員の1点目、防災行政無線戸別受信機の関係でございますけれども、現在、戸別受信機2,900台あって運用しているんですけども、かなり故障等のご意見をいただいています。それで古くなったのを買いかえで対応していたんですけども、今と同じ機種がもう生産が中止になったということから、同じ機種の購入ができないということで、今、多少お待ちいただく方もいるんですけども、今ある、私のほうで持ってる予備の中で修理をしながら対応しているのが現状ということでございまして、なかなか今の台数ではちょっと足りなくなっているということで、現在ほかの業者ですとか、そういうところで今の私どものシステムに対応できる機械、これを見つけておまして、今、1つ目星がついて、現在、試験的に町や役場の中等でも、放送等の受信を行っているところですけども、それが使える、また今のものより、単価的にも安いということから、当面そちらで対応していきたいというふうに考えてます。また防災行政無線につきましては、国の方針で、今後デジタル化というようなこともございますので、それに向けて長期計画等で、また今後、現在の防災、防災行政用無線のシステムをどのようにしていくかという部分、また、ここ1年、災害等も非常に多かったというのは、こともございますので、それらも踏まえながら今後の対応を考えていきたいというところでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） それでは、石田芳英議員の2点目3点目の質問にお答えいたします。まず、倉田三郎先生の作品でございますが、前の倉田先生の奥様が、倉田先生、失礼しました、倉田先生の娘さんですね、平岡先生の奥様になりますが、日原に転居されるときに、小金井にお住まいだったんですが、その際に、先生の作品を町のほうに寄贈していただきました。平成6年ごろから、倉田先生の作品につきましては表装を進めてきまして、現在約1,600点、表装の方が済んでございます。今、石田議員のご質問ありましたのは文化会館にそのスケッチ的な形のものが置かれているというお話でしたが、基本的に今、町のほうで考えてますのは、この表装が済んだ作品を、日原に言われがあるということで、ふるさと美術館のほうに展示また保存をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の質問で、国体の入場者がどのぐらいあったかということですが、昨年9月29日に国体の本番を迎えまして、大変大勢の方のご協力をいただきまして、無事成功裏に終了することができたということでございます。選手、監督の参加者につきましては250名。それから大会役員、消防団、体育協会、スポーツ推進委員、ボランティアの方々、町職員含めまして650名。それから一般の観覧者につきましては奥多摩町内だけでございますが、約1,200名、歩道の観覧をしていただきました。この自転車競技ロードレースは非常に特異なレースということで、今回、通常の県の開催の場合ですと、1つの県の中で周遊コースとして、6周、7週というような距離を回るんですが、東京都の場合、八王子をスタートして奥多摩がゴールという、途中周回コースもありますが、基本的にはワンウェイという、余り例のないコースで実施をされたということで。特に奥多摩のコース部分は周遊道路と小河内の国道部分ということになりますので、沿道でのなかなか観覧、応援というのが非常に難しいということで、ほとんどの観覧者の方がゴール地点の奥多摩湖の堰堤のところに集まっていただいたということでございます。なかなかですね、国体の効果が目に見えてあらわれるという事業ではございませんので、本当に全国から多くの選手、監督の方もお見えになりましたし、奥多摩を知っていただくという一つの、国体がですね、そういう効果があったのではないかというふうに考えております。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑。8番、酒井委員。

○8番（酒井 正利君） 8番、酒井です。23ページ、企画費のバス路線維持対策費の補助金の減なんですけれども、これは実績によるということなんですけれども、これは赤字分の補てんということで、バス会社の売上げが上がったということによろしいのかということと、もう1点、一番最後の大雪の件なんですけれども、89ページですか、小河内地域、私住んでまして、孤立してまして、町の対応に大変感謝を申し上げます。と、それと、町の職員の多くの方に応援に来ていただきまして、大変ありがとうございました。そういう中で、この需用費の燃料費だとか食糧費、孤立地域に燃料費、燃料や食糧届けていただいたんですけど、この需要費の中にこういうものは含まれているのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 8番、酒井委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1点目でございます、バス路線の維持対策費の補助金の減でございますけれども、委員おっしゃられるとおりですね、近年、JRの利用者も増えておりまして、それに伴いまして、25年度のバス利用者が増えたということでございます。現在、町とのルールの

中では、赤字が発生した部分は町が補てんをするという約束事になっておりますので、赤字が減ったために、その分、町の補てんが少なくて済んだということでございます。

また、89 ページの大雪の災害復旧費でございますけれども、これは補正予算の最終段階で、急遽、私どもで計上をさせていただいた内容でございます。委員おっしゃられるように 11 の需用費につきましては、燃料費については灯油代、あるいは町の移動した車のガソリン代等も含まれておりますけれども、後ですね、食糧費につきましても、備蓄倉庫からとりあえずアルファ化米等を投下をさせていただいた関係で、その補てんのための食料を補てんをしたということでございます。以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。ほかに。じゃ、ちょっとお待ちください。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって。2時5分から再開いたします。

午後1時48分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第15号、歳出の質疑を続けます。3番、高橋委員。

○3番（高橋 邦男君） 3番、高橋です。では89ページの大雪災害復旧費のところで何点か質問させていただきます。委託料を、13番委託料のところなんですけれども、この金額見たとき、町内の土建会社の方が、朝早くから夜遅くまで、結構延べ人数も長い期間にわたって多くの方が出動していたのを見たんですけれども、金額的に安いかなと思ったんですよ。これは、国道、都道については、都のほうから出ているのか、あくまでも町道とか生活道、生活道まではね、とてもじゃないけどできなかったと思うんですけど、その辺を一つお聞かせください。それから委託料についても、金額的なものが、もし教えていただければ、合わせてお願いしたいと思います。それからもう1点なんですけれども、今回の場合、棚沢の場合には、結構人力でやってるところもあったんですけども、隣近所で土建屋さんがいたときには、土建屋さんにボランティアでね、お願いしてやってもらったりということもあるんですが、その辺までは、町からはなかなかお金は出ないじゃないかなと思うんです。あくまでも委託を。え、ああ、じゃそれはなしで。最初の。明日一般質問でまたね、いろいろありますので。えっと、じゃあ、委託料の100万が安いんじゃないかとい

うことで。都道、国道は別なのか、あと金額的なものがもし教えていただければ。お願いします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 3番、高橋議員のご質問にお答えします。除雪の委託料につきましては、今現在、除雪対応としまして、町がですね、主要除雪指定路線が26路線ありまして、それが町道が20路線、林道が6路線あります。この除雪につきましては、建設業組合を通じてお願いしているところでございます。それで、除雪費につきましては、今現在、地域整備課のほうの予算とこの予算を合わせまして、今回の、雪害に対して対応していきたいと思います。今、1時間当たりの単価としましては、除雪1時間当たりが大体7,400円を見込んでおります。

それと都道、国道につきましては、東京都が管理してますので、都道、国道につきましては都のほうで予算対応しているかと思えます。以上です。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） ただいまのご質問でですね、少ないんじゃないかというお話もございました。この金額でございますけれども、先ほど申し上げたとおり急遽でございましたので、つかみで計上させていただいたものでございます。でございますので、13の委託料あるいは14の使用料賃借料については、流動的に流用を行いまして、予算の中で対応したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（前田 悦男君） ほかに。6番、杉村委員。あ、5番ですね、失礼しました。5番、杉村委員。

○5番（杉村 良一君） 5番、杉村でございます。ページが60ページ、款の5の森林セラピー事業に関して、ご質問したいと思います。委託料及び補助金の減ということで、トータル289万1,000円の減となっておりますけれども、先ほどのご説明ですと、実績ベースですよというお話をいただきましたが、ここに委託料として、ロード巡視委託とかアシスターの講習会とか、3点ばかり説明がございまして、町としてはこの森林セラピー事業というの大変重要視しているかと思えますけれども、この際ですね、当初計画と実施回数が減ったのか、あるいは両立そのものが減ったのか、どういう理由でこの差が出たのかご説明をいただきたいと思えます。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番、失礼しました、5番、杉村委員の森林セラピーの委託料についてのご質問に回答させていただきます。委託料につきましては、まず、こ

このロード巡視委託につきましては、現在、鳩の巢溪谷遊歩道の一部、白丸湖周辺ですが、こちらを巡視することが、今年はまだ通行止めの関係でできないということで、その分を減額をさせていただいております。それからアシスター等の講習に関する委託につきましては、こちら今、現在実習をしている最中ですが、さまざまな講師の方を呼んでいただいて講習等していただいているところなんです、その費用等は明らかになっておりますので、これもそれに基つきという形で、実態に合わせて減額をさせていただいております。それから補助金につきましては、派遣2名の人件費相当分を現在、当初予算で組ませていただいているところなんです、この奥多摩地域振興財団につきましては、非営利型一般財団法人という形式でございまして、認定をいただいている事業につきましては非営利事業ということで、課税の対象にならない事業というふうになっております。ただしこれは、余りにも収益、これは補助金を含んでですけれども、決算を出した場合に、多額の収益が出ると非営利事業と呼べないというようなこと、それからですね、全体的に決算が大きくなると、その分当然ですが、税金を納めていくというようなことから、その辺を見据えた上で、仮決算的なものの中から、必要な分を必要な額だけ補助するというような観点から、現在決算見込み額を想定していただいて、その上で必要な分を補助金としてお渡しするというので、減額を見込んでいるというような状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） ほかに。9番、須崎委員。

○9番（須崎 眞君） 9番です。55ページなんですけれども、農林水産費のところ、狩猟免許取得補助金が減になってるわけなんですけど、減というより、この金額ではなく、今後この対策を、もう少し手厚い、何て言うんですか、助成金でも出してもう少し増やさない、将来、本当に奥多摩からいなくなっちゃうんじゃないかなって思うんですけど、その点どんな。お考えがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 9番、須崎委員の有害鳥獣対策関係に関することだと思います。まず今回の減額につきましては、狩猟免許取得に当たって補助金を町のほうから交付するというものでございまして、こちらにつきましては、申請者1名いました。ただし、現在、銃器等の所持については非常にうるさくなってきております。そんな関係で、実際にその銃器免許のほうで、合格することができなかったということで、今回残念ですが、減額をさせていただいたというような状況です。それからご心配の有害鳥獣捕獲の関係の隊員、おっしゃるとおり、かなり高齢な方が多くなってきております。こちらについても現在若い方に入っていただくように、さまざま働きかけをしております、実際に大

学生と一緒に研修というような名目で、狩猟について行っていただいたりということで、そういう方が、また捕獲1名という形でなっただけのように働きかけております。この辺私たちも非常に心配してるところでございますので、今後どういう形が隊員としてやっていっていただける形をとれるのかということ、よく検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑は。4番、原島委員。

○4番（原島 幸次君） 4番、原島でございます。51ページのごみ処理事業費なんです、大分、826万3,000円という大きな額を使わなかったということなんです、非常に昨年は、住民課の皆さんが、相当なご苦労なさってごみの問題に取り組んでいただいて、その関係で住民の方が、そんなに大きな問題もなくスムーズにいったと。全町内回って説明もよかったし、またそれできなかったものについてはまた別にやっとなら、非常にありがたい話ですが、先ほどご説明いただきました、西秋川衛生組合の加入のために、経費をなるべく抑えたということなんです、それについて、これだけ抑えてあるということ、何か問題はなかったのか、支障は出なかったのか、ちょっとお聞かせいただければありがたいなと思っております。

○議長（前田 悦男君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 4番、原島委員のご質問にお答えいたします。クリーンセンターにつきましては、この1月から西秋川衛生組合のほうに、ごみにつきまして搬入しております、今のところ順調に搬入しているという状況でございます。また昨年、昨年ごみの切り替えで、9月から住民の方にご説明しまして、非常にたくさん粗大ごみ、不燃粗大にしてもそうですけども可燃粗大も出ておまして、いまだに処理できないということ、でございますけども、クリーンセンターの維持費につきまして抑えたというのは、極力、交換の部品だとか、あるいは点検関係につきましても時間を延ばしたり、そういうことで委託料も減額したり、それから後、鉄くず、鉄プレスにつきまして、昨年、先ほどお話ししました、昨年大量に入っちゃったものですから、ちょっとその辺の仕分け関係も、できなかったということもございまして、その分も減額したというようなことで、総体的に減らせるものは減らしていこうということで、25年度当初から、そんな目的を持って職員に指導しながらやってきて、結果としてこのような形で減額できたということ、でございます。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに。8番、酒井委員。

○8番（酒井 正利君） 8番、酒井です。ページ61ページ、環境政策推進事業費の備

品購入の木材運搬用コンテナなんですけれども、短い間伐材を集めるためのものという説明でしたけれども、詳しい利用方法をお伺いします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8番、酒井議員、委員の環境政策推進事業費のコンテナの購入について、その利用方法についてご説明をさせていただきます。現在、奥多摩森林組合と言った、今、東京都森林組合の奥多摩の工場のわきにあるチップ工場ですが、こちらにつきましては東京都農林水産振興財団が運営をしておりますが、搬入している木材につきましては、花粉症発生源対策事業で伐採した木材、このうちA材、B材と言われる、いわゆる、柱材になるものにつきましては一般の使い方をし、それ以外の資材等が運ばれてくるわけですが、長さは4メートルのもの、今、入れています。ですので、私たちは軽トラックでも運んできたものを受け入れていただけるようにというふうなお話をして、なかなか最初の内は機械の安全性ですとか、つかみにくいですとか、さまざまな問題があったわけなんですけれども、そんな中で短い材を入れるのであれば、コンテナに1回集積していただいて、そこでグラップルでつかんで投入する形であればできるということで、今2メートルから50センチ刻みのコンテナをつくって行って、そこに長さのそろったと言いますか、似たような長さのものを入れる形で一旦集積し、それをチップパーに投入していくというために、どうしてもこのコンテナが必要になってくるという、東京都農林水産振興財団との協議の中で、このような形になったということで、結果的には、短い材、軽トラックで運んでくるような材も受け入れていただくことができるということになりましたので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） ほかに。同じく8番、酒井委員。

○8番（酒井 正利君） 8番、酒井です。今の関連なんですけれども、軽トラックで運んできたものということなんですけど、軽トラックの寸法を測ってみますと、今、2メートルから4メートルの間でやっていますけれども、1メートル94センチぐらいなんです、軽トラの荷台が。だから、2メートルに満たないんですけれども、そこら辺が今は搬出する材の寸法の底値が、そこら辺はどう考えているかお伺いします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8番、酒井委員のご質問にお答えしたいと思います。確かに平均的な軽トラックの荷台の長さは1メートル95ないし98ぐらいで、2メートルに満たないものがほとんどということで、一部には2メートルを超える、2メートル2センチぐらいのものもあるようですけれども、基本的には、それよりも若干下というふうな

なってます。あおり、後ろのあおりを切った形でしばっていただければ2メートル以上のものも、10センチ程度出るだけで済みますんで、そういう運用もしていただけるのかなと思っておりますが、それ以外、それよりも短く来ても、運用の中で、2メートルという形をとって利用させて、要するに、未満であっても、約2メートルというような形で、余り短いものは別にしてですけれども、ぎりぎり入る寸法であればそこはそことして、受け入れほうはさせていただきたいというふうに思います。それ以上に今度短くなってくると、今使われている機械が、グラップルの爪と言いますか、あの幅がかなり広くて、それからチップー自体が自動的に、コンベアーが回ってる形になるものですから、人力での投入というのはちょっとできないような設備です。ですので、当面はそちらを使わせていただきながら、今後もっと短い端材ですよ、短材と言いますか、そういったものも受け入れていくというようなことも想定をしておかなければいけないことだというふうには承知しておりますので、今後そういったものも引き受けていくに当たってはどのようにいけばいいのかということも、今後課題として検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第15号の歳出の質疑並びに全ての質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第3 議案第15号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第16号の質疑を行います。質疑があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第16号の質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第4 議案第16号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第17号の質疑を行います。質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 17 号の質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第 5 議案第 17 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 17 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 18 号の質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第 6 議案第 18 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 18 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 19 号の質疑を行います。質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 19 号の質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第 7 議案第 19 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 19 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 20 号の質疑を行います。質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 20 号の質疑を終結します。よってこれより採決します。

日程第 8 議案第 20 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 20 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 21 号の質疑を行います。質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 21 号の質疑を終結します。
よってこれより採決します。

日程第 9 議案第 21 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 21 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 22 号の質疑を行います。質疑があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で議案第 22 号の質疑を終結します。
よってこれより採決します。

日程第 10 議案第 22 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって議案第 22 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。これをもって連合審査会を閉会いたします。
長時間ご苦労さまでした。

午後 2 時 25 分 閉議・閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長